2025年9月〇日

従業員各位

　　　〇〇株式会社　総務部

健康保険の被扶養者の収入要件の変更について

（対象者：19歳以上23歳未満の家族）

　今年はいわゆる「年収の壁」に係る見直しが行われることになっており、そのうちの一つである健康保険の年収の壁（被扶養者として認定される収入要件）が、2025年10月1日より変更になります。変更となる対象者は、年齢が19歳以上23歳未満の家族（配偶者は除く）です。詳細な取扱いは下記の通りですので、現在、該当するご家族がいらっしゃる方はご確認ください。

なお、これは限定的な変更ではありません。そのため、現在、該当するご家族がいない従業員の方も事前に確認することをお勧めします。

記

**1. 対象となる家族（対象家族）**

健康保険の被扶養者となることのできる家族（配偶者を除く）のうち年齢が19歳以上23歳未満の人

※配偶者は、これまでの収入要件（年収130万円未満、60歳以上及び障害者は180万円未満）から変更はありません。

**2.変更内容**

対象家族（19歳以上23歳未満）の収入要件は、2025年9月30日まで年間収入130万円未満であるところ、2025年10月1日以降は年間収入150万円未満へと拡大されます。なお、対象家族（19歳以上23歳未満）の年齢は、その年の12月31日現在の年齢で判定されます。被扶養者の認定を受けるときの年齢と必ずしも一致するわけではありません。

**3.収入要件の判定**

健康保険における年収は、過去の収入のことではなく、被扶養者に該当する時点と、被扶養者として認定された日以降の1年間の見込み収入額のことをいいます。

**4.必要な手続き**

①すでに健康保険の被扶養者となっている家族

　今回は、収入要件が拡大となるため、対象家族（19歳以上23歳未満）の年収が150万円未満の範囲内の場合には、新たな手続きは必要ありません。年収が150万円以上になるときには、原則として引き続き被扶養者の認定を受けることはできないため、速やかに会社までご連絡ください。

なお、対象家族（19歳以上23歳未満）の勤務先が繁忙期等で、対象家族の年収が一時的に年収150万円以上となる場合には、対象家族の勤務先の会社の証明を受けることで、引き続き被扶養者の認定を受けることができる場合もあります（年収の壁・支援強化パッケージ）。

②収入要件の変更に伴い新たに被扶養者となる家族

　対象家族（19歳以上23歳未満）の年収が130万円以上150万円未満であり、健康保険の被扶養者としての新たに認定を受ける場合には、手続きが必要になります。必要な指示をしますので会社までご連絡ください。

【担当連絡先】〇〇〇〇宛（電話００－００００－００００　　　メール：〇〇〇〇@××.co.jp）

以上